

# 入 札 告 示

札幌市告示第 3341 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 8 月 13 日

札幌市長 秋元 克広

## 記

### 1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（市役所本庁舎 11 階）

札幌市総務局職員部勤労課

電話（011）211-2082 FAX（011）218-5169

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務の名称

令和 6 年年末調整に係る帳票作成業務

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和 6 年 10 月 7 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

#### (4) 入札方法

本市が提示する予定数量（「積算内訳書」参照）と、その数量に対し入札者が見積もった単価を乗じて得られた総価で行う。入札書提出の際には、入札価格算出基礎として、積算内訳書を入札書に添付し、割印すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (5) 積算内訳書の単価算出にあたっての注意事項

落札者は、本市との契約締結後速やかに印字プログラムの作成、印刷機の設定および印刷テストを行い、その結果を本市に掲示し確認を得る必要がある。これらの作業に係る費用に関しては、単価に含めること。

### 3 入札参加資格

#### (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「製造業」・中分類「出版・印刷業」に登録されている者であること。

#### (3) 事業所の所在地が市内であること。

#### (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

#### (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

#### (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

#### (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入

札参加を希望していないこと。

- (8) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (9) 仕様書に示した役務の提供が可能なる者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先

上記 1 に同じ。

- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

上記 1 のほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/somu/shokuinbu-keiyaku/ippan.html>

- (3) 入札書の受領期限

令和 6 年 8 月 30 日（金）10 時 00 分 必着

- (4) 開札の日時及び場所

令和 6 年 8 月 30 日（金）16 時 00 分

札幌市役所総務局内会議室

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、積算内訳書に記載した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の合計の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契規則第 7 条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留の上、下記イの審査を行い、その結果、

入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記3に掲げる競争入札参加を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取り扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。